

**「森林組合等の組織及び事業運営に関する今後の指導の方針について」（林野庁長官通知）の一部改正のポイント**  
**（平成19年9月3日施行）**

I. 目的 森林吸収源対策を含め、向こう6年間で330万ヘクタールの間伐を的確に実施するための森林組合の体制整備とともに、利用間伐の推進等による国産材の安定供給体制の整備と森林組合にとっての将来に向けた事業の安定化を図る。

II. 改革の方向 森林組合の大宗が、提案型集約化施業や低コスト作業システムの構築を通じて、利用間伐を事業の中の重要な柱として位置づけていくこととし、具体的には、森林施業プランナーを育成し、提案型集約化施業を実施し得る体制を有する森林組合が、森林組合員所有森林面積の8割程度をカバーする体制を構築することを目標とする。

III. 改正のポイント

(1) 森林組合の事業の改革

- ① 上記の目標に向けて、森林組合ごとに、地区内の森林における間伐への取組み方針を明確化し、これを通じて、地域ごとに間伐を担う主体を明確化
- ② 森林組合が施業を他の組合、連合会あるいは民間事業体に外注する場合は、その連携相手を明確化
- ③ 労働力の調整等のために必要な場合に、施業能力に余裕のある森林組合による広域的な事業展開を推進

(2) 都道府県連合会の役割の重点化

- ① 上記の目標に向けた指導のほか、必要に応じて、傘下の森林組合の地区における集約化・施業の活動を補完
- ② 地域の国産材安定供給協議会に集積される原木供給可能量情報を活用した川下のユーザーとの取引の推進（商流への関与）
- ③ 「ふるさと森林会議」の開催、林業労働力に関する情報の広域的提供等を通じた森林組合の活動の支援